



許可番号 00201000192

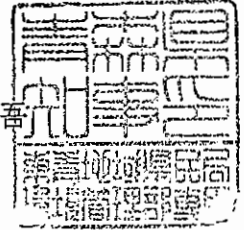
産業廃棄物収集運搬業許可証



東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
松田産業株式会社
代表取締役 松田 芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三村 申 吾



許可の年月日 令和元年8月16日
許可の有効年月日 令和8年6月15日

複写禁止

1. 事業の範囲

積替え又は保管の有無
無し

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 動植物性残さ
金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類（これらのうち、自
動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物及び水
銀含有ばいじん等であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管
を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当無し

3. 許可の条件
無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成9年6月16日	更新許可
平成10年2月4日	変更許可
平成11年9月16日	変更許可
平成14年6月16日	更新許可
平成15年9月16日	書換え
平成18年10月1日	書換え
平成19年7月6日	更新許可
平成24年7月6日	更新許可及び優良認定
平成27年1月16日	変更許可
平成31年4月25日	書換え
令和元年8月16日	更新許可及び優良認定

5. 積替え許可の有無 無
市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



許可番号 00251000192

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



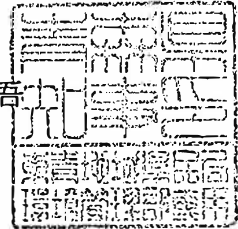
東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

松田産業株式会社

代表取締役 松田 芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三村 申 吾



許可の年月日 平成29年6月29日

許可の有効年月日 平成32年6月18日

複写禁止

1. 事業の範囲

積替え又は保管の有無

無し

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの）

廃PCB等

PCB汚染物

廃水銀等

廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又は1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又は1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又は1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当無し

(裏面に続く)

3. 許可の条件
無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年6月19日 更新許可
平成11年9月16日 変更許可
平成15年6月13日 変更許可
平成15年6月19日 更新許可
平成15年9月16日 書換え
平成20年7月4日 更新許可
平成25年6月27日 更新許可及び優良認定
平成28年2月26日

事業範囲の変更許可により、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に「廃PCB等 PCB汚染物 廃油 (1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なもの) 汚泥 (1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なもの) 廃酸 (1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なもの) 廃アルカリ (1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なもの)」を追加

平成29年6月29日 事業範囲の変更許可により、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に「廃水銀等」を追加

5. 積替え許可の有無 無し
市名 ー

許可番号 ー

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無し

(以下余白)